（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ205732
金額　2,120,580円
支払期日　平成24年２月１日
支払地　松江市
支払場所　株式会社みずほ銀行松江支店
振出日　平成23年10月14日
振出地　松江市嫁島町２―４松江卸団地
振出人　株式会社宮内　代表取締役　宮内　厚
受取人　丸紅情報システムズ株式会社
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３４３号
広島市西区中広町２丁目23番９号
債務者　日昇ビル株式会社
代表者代表取締役　久田　　登
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　明彦
４　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月10日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋919番地
債務者　南邦興業株式会社
代表者代表取締役　白井　久雄
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎真一朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月10日午前11時15分
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６７号
埼玉県飯能市大字笠縫384番地５
債務者　株式会社タイセイ
代表者代表取締役　中田　成保
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　磯部　静夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午前11時30分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４５３号
埼玉県新座市石神３丁目11番29号
債務者　株式会社中川組
代表者代表取締役　中川　裕樹
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柿沼　佑一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月30日午前10時15分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３２６号
堺市南区城山台３丁４番110号
債務者　有限会社ブルーレイク
代表者取締役　皮下　　敦
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　陽子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月30日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６３９号
名古屋市瑞穂区雁道町２丁目１番地
債務者　株式会社キーポイントジャパン
代表者代表取締役　水野　邦夫
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三輪　陽介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月２日午後１時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６１号
大阪府富田林市中野町東１丁目８番９号
債務者　名阪特殊工業株式会社
代表者代表取締役　美濃部文雄
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中嶋　勝規
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月９日午後３時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３９４号
広島市東区光町１丁目８番17号
債務者　ダイアート株式会社
代表者代表取締役　山手　　進
１　決定年月日時　平成24年５月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　泰直
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月22日午前11時
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９５号
広島市東区光町１丁目８番17号
債務者　ダイメーク株式会社
代表者代表取締役　山手　　進
１　決定年月日時　平成24年５月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　泰直
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月22日午前11時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０３号
埼玉県北本市本宿８丁目40番地
債務者　株式会社サカキ企画
代表者代表取締役　榊　健太郎
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福地　輝久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７８７号
愛知県北名古屋市片場八反72番地、商業登記簿上の本店所在地愛知県北名古屋市九之坪寺領73番地
債務者　日通トラツク倉庫株式会社
代表者代表取締役　衣斐　　均
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　修三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月29日午後２時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８７４号
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1131番地　藤ハイム103号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県茅ヶ崎市東海岸南１丁目１番１号
債務者　合資会社関谷種苗商会
代表社員　武井　洪範
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲村　育雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前10時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８号
三重県伊賀市上野田端町1003、商業登記簿上の本店所在地三重県伊賀市上野中町2993番地
債務者　合名会社青山家具
代表者代表社員　小川　　淳
１　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村瀬　勝彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午前10時
津地方裁判所伊賀支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１１７号
香川県高松市宮脇町１丁目11番14号
債務者　川田　哲也
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植松　浩司
４　破産債権の届出期間　平成24年６月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午後２時
６　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係